

村上市高等職業訓練促進給付金等

高等職業訓練促進給付金等とは？

母子家庭の母又は父子家庭の父が、安定した収入を期待できる資格を取得するため、一定期間以上養成機関での修業を必要とする場合に、予算の範囲内で、その負担を軽減するために支給する給付金です。

1 給付金の種類

- (1) 高等職業訓練促進給付金(以下「訓練促進給付金」)
養成機関での修業期間のうち一定の期間において支給する給付金です。
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金(以下「終了支援給付金」)
養成機関への入学時における負担を考慮して支給する給付金です。

2 対象者

村上市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で、現に20歳に満たない者を扶養しているもの)で、給付金の種類の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす人です。

訓練促進給付金	<p>養成機関において修業を開始した、次の要件のすべてを満たす人です。</p> <p>ア) 児童扶養手当の支給を受けているか、又はこれを受給できる場合と同程度の所得水準にあること。</p> <p>イ) 対象の資格を取得するため、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人。</p> <p>ウ) 就業又は育児と修業との両立が困難であると認められる人。</p>
終了支援給付金	<p>養成機関における修業を開始した日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日において、上記のア～ウの要件のすべてを満たす母子家庭の母。</p>

3 対象となる資格

- (1) 看護師
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 上記に掲げるもののほか、これらに準じて市長が地域の実情に応じて定める資格

4 給付金の支給基準及び額

区分	支給基準	支給額
訓練促進給付金	<p>ア 支給の対象となる期間は、修業する期間の全期間(上限2年)とする。</p> <p>イ 月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月の翌月の末日から支給します。</p> <p>ウ 以前に訓練促進給付金の支給を受けた人には支給しません。</p> <p>(ただし、アについては、平成24年3月31日までに養成機関において修業を開始した資格者については修業する期間の全期間とし、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで開始した資格者については修業する期間の全期間(上限3年)とします。)</p>	<p>次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額です。</p> <p>ア 対象者及び当該対象者と同一世帯に属する人が、訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度(4月から7月までに請求する場合は前年度)分の市町村民税が非課税の人 月額100,000円</p> <p>イ アに掲げる人以外の人 月額 70,500円</p> <p>(ただし、アについては平成24年3月31日までに養成機関において修業を開始した資格者については、月額141,000円とします。)</p>

区分	支給基準	支給額
終了支援給付金	<p>ア 修業の終了日を経過した日以後に支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月の翌月の末日に支給します。</p> <p>イ 以前に訓練促進給付金の支給を受けた人には支給しません。</p>	<p>次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額です。</p> <p>ア 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前年度)分の市町村民税が非課税の人 50,000円</p> <p>イ アに掲げるもの以外の人 25,000円</p>

* 平成19年度以前から養成機関において受講をしている対象者については、訓練促進給付金の支給額を月額141,000円とし、一時金の支給はありません。

5 支給申請

申請にあたっては、事前相談が必要です。

訓練促進給付金

修業を開始した日から申請することができます。

- 高等職業訓練促進給付金等支給申請書
- 対象者及びその扶養している児童の戸籍の全部事項証明書
- 対象者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し又は、対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には前々年)の所得額並びに扶養等の有無及び数等がわかる証明書
- 対象者及び対象者と同一の世帯に属する人が非課税の場合は市町村民税の税額(非課税)証明書
- 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在学(在所)証明書
- 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する単位取得証明書
- 印鑑
- 個人番号と本人確認ができる書類の提示

終了支援給付金

修了日を経過した日以後、修了日の日から起算して30日以内にしなければなりません。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

- 高等職業訓練促進給付金等支給申請書
- 対象者及びその扶養している児童の戸籍の全部事項証明書(修了日における状況を証明できるものに限ります。)
- 児童扶養手当証書の写し又は、対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には前々年)の所得額並びに扶養等の有無及び数等がわかる証明書(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合は前々年)及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月の場合は前々年)の状況を証明できるものに限ります。)
- 対象者の属する世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限ります。)
- 対象者及び対象者と同一の世帯に属する人が非課税の場合は市町村民税の税額(非課税)証明書(修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年)の状況を証明できるものに限る。)
- 当該カリキュラムの修了証明書の写し等の修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類
- 印鑑
- 個人番号と本人確認ができる書類の提示

お問い合わせ先

村上市役所	福祉課 子育て支援室	53-2111(内線243)
荒川支所	地域振興課 地域福祉室	62-3104
神林支所	地域振興課 地域福祉室	66-6113
朝日支所	地域振興課 地域福祉室	72-6887
山北支所	地域振興課 地域福祉室	77-3113